

広島県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十一年五月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道世羅甲田線	三次市三和町敷名字市場四六九八番一、二地先から 三次市三和町敷名字市場四七三八番一、地先まで	平成二十一年五月十一日